



midori information

Special issue

新たな土地改良長期計画

- 策定までの歩みと今後の展望 -

～食と暮らしを支える水と土の未来のために～

令和7年12月
発行者/熊本県土地改良事業団体連合会
MIDORINET KUMAMOTO

土地改良長期計画 とは

1 趣旨

～農業・農村の未来を導く国家的指針～

土地改良長期計画は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四条の二に基づき策定される国の基本計画であり、土地改良事業の計画的かつ効率的な実施を図ることを目的としています。計画の策定にあたっては、農林水産大臣が食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し、閣議決定を経て確定します。制度そのものは昭和三十九年の土地改良法改正により創設され、以降、農業生産基盤整備の方向性を示す指針として機能してきました。

この計画は、原則として五年間を一期とし策定され（平成十五年改正までは十年間）、昭和四十年の第一次計画以降、これまで九回策定されており、令和七年度から令和十一年度までを対象とする新たな計画が第十次の計画となります。

近年の計画の特徴は、従来の事業量重視の考え方から、成果や効果を重視する枠組みへと転換が図られたことにあります。具体的には、農地造成や用排水施設の整備といったハード中心の事業量目標から、担い手の育成、農業の持続性確保、地域の活力向上、環境保全や防災・減災への貢献といった多面的な成果を評価対象とする方向性が強調されてきました。

特に今般の計画では、気候変動や自然災害への適応、農村地域の高齢化・担い手不足、農業の国際競争力強化といった課題に応えるため、改正食料・農業・農村基本法や土地改良法の趣旨を踏まえ、農業の持続可能性の向上や農村の多面的機能の発揮に重点が置かれ、加えて、気候変動に対応した防災・減災、環境負荷の低減、地域の人材確保と活力維持などを大きな柱として位置づけ、戦略的かつ横断的な施策が盛り込まれました。

正に土地改良長期計画は単なる基盤整備の計画にとどまらない、「農業・農村の未来を導く国家的指針」としての役割を担っているといえます。

2 食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会の委員構成

※令和7年9月時点

委員

稻垣 照哉 (一社)全国農業会議所 専務理事
井上 能孝 (株)ファーマン 代表取締役
西村 拓 東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
山波 剛 (有)山波農場 代表取締役

臨時委員

加藤 亮 東京農工大学大学院連合農学研究科 教授
北室かず子 ノンフィクションライター・編集者
木下 幸雄 東京都市大学環境学部 教授
久保田 修 熊本県土地改良事業団体連合会 常務理事
河野 康子 (一財)日本消費者協会 理事
清水 夏樹 武庫川女子大学環境共生学部 教授
長谷川秀行 (株)産業経済新聞社 論説副委員長
藤原 正幸 京都大学大学院農学研究科 教授
牧 千瑞 全国土地改良事業団体連合会
土地改良広報センター所長
松下 京平 滋賀大学経済学部 教授
松田 知己 秋田県美郷町 町長
松本 紗子 (株)人作



坂本哲志農林水産大臣(R6.9当時)
による委員任命書▶

3 土地改良長期計画（令和7～11年度）全体概要

農業・農村をめぐる情勢及び課題

- 食料安全保障を取り巻く環境の変化
- 農業者の減少に伴う農業生産活動等への影響
- 農業生産基盤等の脆弱化
- 自然災害リスクの増大
- 持続可能な環境配慮の主流化
- 農業・農村の多様性への配慮
- 建設業等を取り巻く情勢の変化

土地改良事業の基本的な方向性

- 食料・農業・農村基本法の改正（令和6年6月5日施行）
- 食料・農業・農村基本計画の策定（令和7年4月11日閣議決定）
- 土地改良法の改正（令和7年4月1日施行）
- 第1次国土強靭化実施中期計画の策定（令和7年6月6日閣議決定）

食料自給力の確保に資する農業農村整備

農業生産基盤の整備・保全

政策課題②

農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保

農村の振興

政策課題④

農村の価値や魅力の創出

政策目標①

生産性向上等に向けた生産基盤の強化

政策目標③

農業水利施設の戦略的な保全管理による持続的な機能確保

政策目標⑤

農村における所得の向上と雇用機会の創出、農村に人が住み続けられる生活環境の確保、多様な人材が関わる機会の創出

政策目標②

国内の需要等を踏まえた生産の拡大

農村協働力

環境と調和のとれた持続可能な農業生産

政策課題③

増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靭化

政策目標④

気候変動等により激甚化・頻発化する災害に対応した防災・減災対策の推進

政策目標⑤

農業生産基盤の強化

大規模自然災害への対応

- 東日本大震災からの復旧・復興
- 令和6年能登半島地震と豪雨災害からの復旧・復興
- 大規模自然災害への備え

食料安全保障の確保

多面的機能の発揮

計画の円滑かつ効果的な実施に当たって必要な事項

- 環境と調和のとれた持続可能な農業生産への対応
- 土地改良区の運営体制の強化
- 技術開発の促進と普及、人材の育成
- 入札契約の透明性、公平性及び競争性の向上と品質確保の促進
- 関連施策や関係団体との連携強化
- 国民理解の醸成

4 策定までのタイムライン

久保田委員発言抜粋

“

>>> 地方懇談会（九州ブロック）

農業経営の多様性や

土地改良事業の公益性を踏まえた支援を

▶ 地域特性の重要性とスマート農業の推進

大型の法人経営だけでなく、地域の特性に合わせた家族経営も重要。人口減少を補うスマート農業の普及には、機械導入に関する制度の見直しを国に求めたい。

▶ 土地改良事業の公益性

土地改良事業が単に農業生産のためだけでなく、排水対策や流域治水の取組みの中で、大雨による湛水被害を防ぐ防災・減災対策として、地域の安全・安心に大きく貢献している。この公益性を広く理解してもらうことの重要性を訴え、国土強靭化の観点からもその貢献を発信していく必要がある。

▶ 高い公益性を有する土地改良区への支援

土地改良区の職員の待遇改善や運営への支援が必要。これは、土地改良区が行う流域治水などの取組みが、高い公益性を有するためであり、今後、様々な国計画に盛り込むべき。



改正土地改良法の施行

食料・農業・農村基本計画閣議決定

“

>>> 令和7年度第1回

中山間地域の基盤整備の推進と

災害対応の仕組みの充実化が必要

▶ 中山間地域の基盤整備の重要性

食料自給率の強化のための大規模な区画整理に加え、それが困難な中山間地域にも焦点を当てる必要がある。（熊本県における中山間地域の広大な面積を例に）生産額は少なくとも、その地域をどう整備するかの『思い』を明確に打ち出すべき。また、大規模区画整理のKPI（重要業績評価指標）に対応するものとして、中山間地域の基盤整備についても具体的な目標（例えば、1区画あたりの目標面積などを検討してはどうか）。

▶ 災害時の連携強化と技術職員の確保の仕組みづくり

『大規模自然災害への備え』について、地方自治体や関係団体との連携をさらに強化するための「仕組みづくり」が必要。具体的には、技術職員が安心して被災地に派遣されるよう支援システム（人材確保、派遣支援、財政措置など）の充実を求める。総務省が既に実施している、職員の長期派遣に対する財政措置を例に挙げ、同様の支援を農業団体にも適用することを期待。連携をスムーズにするための環境整備が、今後の災害対策において重要。



“

>>> 令和7年度第3回

消費者との関わりの強化と

スマート農業の加速化のための実装支援を

消費者との関わりを強化する必要性

土地改良長期計画（案）に「消費者との関わり」が追加されたことに共感。農業の基礎となる土地改良の重要性や、それが農村と消費者を結びつけることを強く認識している。

一方で、この事実が十分に伝わっていないことを痛感。今後は国や自治体と連携し、土地改良事業の重要性をもっと発信していく必要がある。

スマート農業の実装に資する具体策

政策目標の「生産コストの低減」に関して、大区画化、担い手への農地集積、そしてスマート農業の3つを一体的に進めることが重要。特に、目標に掲げられた「スマート農業の実装」について、このことを具体的に進めていくことが持続的な農業振興につながる。

今後は、スマート農業の導入をさらに加速させるため、現場の事例を参考にしつつ、制度の充実や機械購入の要件緩和といった具体的な支援策を講じることが重要。



『新たな 土地改良長期計画』 閣議決定

2025年

1月21日(火)

2025年

2月28日(金)

2025年

3月28日(金)

2025年

4月1日(火)

2025年

4月11日(金)

2025年

5月19日(月)

2025年

6月6日(金)

2025年

6月20日(金)

2025年

8月6日(水)

2025年

8月29日(金)

2025年

9月12日(金)

“

基盤整備の3つの視点が、

将来の農地の保全と食料安全保障につながる

▶ 高収益作物導入実態の調査の厳格化

基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区的割合を、これまで国は約2割以上として提示。本調査は事業完了翌年度のみを対象としているが、多種多様の高収益作物の導入を鑑みた場合、年度の見直しを検討するべき。

▶ 防災重点ため池の整備の加速化

『防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法』について、1つの施設のみを対象とした議員立法が画期的であると評価。また、この法律における8割達成という目標はほぼ達成されたものの、現場ではまだ本格的な整備が始まっている実感がないため、今後の長期計画に向けて更なる推進策を講じる必要がある。

▶ 基盤整備に重要な3つの視点

大区画化を目指す「農地基盤対策」、人の後継をする担い手、いわゆる『継承対策』、これに付随する『高齢化対策』、この3点をパッケージとした基盤整備が、将来の農地の保全と食料安全保障につながる。



>>> 令和6年度第4回

“

スマート農業の更なる推進と

水土里ビジョン策定主体の拡大を

▶ スマート農業に関する連携強化

担い手の集約にとどまらず、高齢化対策として基盤整備とスマート農業の連携を強化することで将来的な農業生産と農地保全を確実に進める必要がある。この実現には、関係機関との連携を更に踏み込んで記載すべき。

▶ 防災・減災と国民への情報発信

頻発・激甚化する災害に対し、全国の利水の8割を占める農業用水が流域治水における重要な役割を担っている。田んぼダムやため池の整備、防災ダムとの連携は国民に広く発信すべきであり、自助・共助・公助の具体的なあり方についても、関連施策や団体との連携強化が重要。

▶ 水土里ビジョンの策定主体に関する提言

東日本と比較して西日本には小規模な土地改良区が多い。一つの市町村内に複数の土地改良区が存在することも多いため、ビジョンの策定には市町村の支援が不可欠。

また、土地改良区が存在しない市町村でも、土地改良事業や中山間地域対策を推進している事例があるため、策定主体としての市町村の役割をより明確に位置付けるべき。

第1次国土強靭化実施中期計画閣議決定

“

>>> 令和7年度第2回

【農用地の確保に関する
基本指針】への意見

中山間地域等における

農用地確保の重要性をより明確に

中山間地域等における農用地確保の方策についての言及が希薄。日本の耕地面積に占める中山間地域等の割合の高さ、そしてそこでの農業が持つ多面的機能や地域経済における重要性を踏まえ、中山間地域等の特性に応じた農用地確保・活用の方策、特に多面的機能の維持・向上のための施策の重要性を、より明確に位置づけるべき。



“

>>> 令和7年度第4回【事前協議時】

食料自給力強化と

農地政策転換へのきめ細かな対応を

▶ 農村インフラと食料自給力の定義の重要性

土地改良長期計画（案）で農村インフラについての考え方が具体的になったことを理解し、特に食料自給力の定義が明確になったことに共感。

▶ 食料自給力の強化

土地改良は施策上の『手段』であり、目指すべきは食料安全保障の側面から見た『食料自給力』の強化である。

▶ 農地政策の転換へのきめ細かな対応

昨今議論されている農地集積協力金が『集約』に特化した支援金に組み替えられる可能性については、今後の大区画化や土地改良事業の推進方法に影響を与えるもの。担い手対策の一環としての農地の集積と集約の具体的な違いや、それに関する本省での議論や最新情報があれば、隨時共有してほしい。





会員へのメッセージ

熊本県土地改良事業団体連合会
常務理事 久保田 修

計画の重要性 と我々の役割

地域は大区画化、継承・高齢化対策

これまでの基盤整備では、高収益作物の導入について「事業完了翌年度の生産額の増加」で評価してきましたが、作物が多様化する現在、それだけでは十分ではありません。地域ごとの取組みが長期的に成果へと結びつくよう、評価の方法や年度の捉え方を見直す必要があります。特に、今後の基盤整備では、大区画化と併せ、担い手の継承や高齢化対策を同時に進めめる必要があります。これらの視点と皆様の実践が将来の農地の保全と食料安全保障に繋がります。

農業の展開

そのような中、大規模法人の役割はもちろん重要ですが、家族経営など地域の実情に根ざした展開

令和6年6月の「食料・農業・農村基本法」の改正を受け、令和7年4月には「土地改良法」が改正され、本法に基づく「新たな土地改良長期計画」が令和7年9月に閣議決定されました。私たちにとって極めて重要な計画です。私自身も土地改良事業団体連合会の立場から、「食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会」の委員として、現場の声を国に届けながら計画づくりに関わってきました。土地改良事業は、農業生産の基盤を整えるだけではなく、地域の安心や国土の強靭性を支え、食料の安定供給にもつながる大切な取組みです。長年この事業に携わるなかで、皆様と共に地域を支える責任の重さを実感してきました。これからも、この5年間も、一人ひとりのご努力が地域の未来につながることを願い、この思いを共有したいと思います。

地域特性に応じた農業とスマート農業の展開

そのような中、大規模法人の役割はもちろん重要ですが、家族経営など地域の実情に根ざした展開

これまでの基盤整備では、高収益作物の導入について「事業完了翌年度の生産額の増加」で評価してきましたが、作物が多様化する現在、それだけでは十分ではありません。地域ごとの取組みが長期的に成果へと結びつくよう、評価の方法や年度の捉え方を見直す必要があります。特に、今後の基盤整備では、大区画化と併せ、担い手の継承や高齢化対策を同時に進めの必要があります。これらの視点と皆様の実践が将来の農地の保全と食料安全保障に繋がります。

ません。地域ごとの取組みが長期的に成果へと結びつくよう、評価の方法や年度の捉え方を見直す必要があります。特に、今後の基盤整備では、大区画化と併せ、担い手の継承や高齢化対策を同時に進める必要があります。これらの視点と皆様の実践が将来の農地の保全と食料安全保障に繋がります。

中山間地域の基盤整備と農用地確保

です。生産額は大きくなとも、地域の多面的な機能や経済への貢献という観点では非常に重要な役割を担っています。計画の中で具体的な目標を設定し、地域特性に即した施策を盛り込むことが求められます。土地改良区が複数存在する市町村や、土地改良区がない地域でも、水土里ビジョンの策定をはじめ、多面的機能支払交付金や中山間直接支払制度を有効利用するなど、自治体の支援を受けながら、それぞれに合った将来像を描いていくことが必要です。

防災・減災と国民への情報発信

では、スマート農業の導入が生産効率の向上と高齢化対応の両面に効果を發揮します。基盤整備と組み合わせながら、機械導入や制度支援を活用し、それぞれの地域にふさわしい持続可能な農業の形を築していくことが期待されます。

最後になりますか。本計画の策定に当たり、意見の聴取やとりまとめ等に多大なるご尽力を頂きました農林水産省の皆様、並びに本リーフレットの編集に際しご協力を頂きました熊本県の皆様に、改めて深く感謝申上げます。

今後とも、本会の事業推進に一層のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

これから約5年間は、皆様一人ひとりの取組みが、地域の農地を守り、未来に繋がる大切な時期になります。会員の皆様と本会とがこれまで以上に協力し合い、基盤整備やスマート農業、防災・減災、中山間地域の保全、そして生産者・消費者との橋渡しなど、地域の実情に合った取組みを丁寧に進めていくことが重要です。日々の取組は決して簡単ではありませんが、皆様のご努力こそが地域の安全・安心と農業の未来を支える力となります。その積み重ねを本会としても全力で支え、皆様とともに歩んでまいります。

消費者との関わりの強化

熊本県土地改良事業団体連合会
水土里ネット熊本
MIDORINET KUMAMOTO